

意見書

無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成21年8月21日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成21年9月9日

主任審理官 伊丹 俊八

記

第1 意見

無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 無線局運用規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

VSAT 地球局が受信する周波数の制御を行う地球局について、受信周波数を適切に選択するよう規定を追加すること。（第262条関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

一 VSAT 地球局が受信する周波数帯域を拡張等すること。（第54条の3関係）

二 その他所要の規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(3) 周波数割当計画の一部変更案

ア 変更の内容

VSAT 地球局が受信する周波数帯域を拡張することに伴い、規定の変更を行うこと。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、Ku帯（12/14GHz）の周波数を用いるVSAT（Very Small Aperture Terminal）システムの高度化のため関係規定の整備を行うものである。

現在、当該システムは、広域性、同報性及び耐災害性という衛星通信の特徴を活かし、防災ネットワーク等に利用されているが、衛星通信分野における更なる伝送速度の高速化・大容量化の要望の高まり及びデジタル・ディバイドの解消のため、更なる活用が期待されているところである。

このような状況を踏まえ、収容可能局数を増加させる受信周波数帯域の拡張、周波数の有効利用を図りつつ高速伝送を可能とする変調方式の柔軟な選択及び周波数利用効率を向上可能とする伝送信号重畳キャンセル技術の導入を行うため、Ku 帯 VSAT システムの技術的条件に係る規定の整備を行うこととする。

周波数割当計画の一部変更案については、Ku 帯 VSAT 地球局の受信周波数を拡張するため、12.2-12.44GHz 帯を追加することとするが、従前より同周波数帯を使用してきた公共業務用固定局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない旨の規定を追加する。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案等に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案等に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
スカパーJSAT 株式会社	賛 成	
IPSTAR Company Limited	賛 成	

第3 理由

本件は、Ku 帯の周波数を用いる VSAT システムについて、ブロードバンド化へのニーズ等に対応するため、無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正し、併せて周波数割当計画の一部を変更するものである。

Ku 帯 VSAT システムは、広域性、同報性及び耐災害性という衛星通信の特徴を活かし、防災ネットワーク等の安全・安心を支える通信システムとして利用されているとともに、デジタル・ディバイド解消を実現するための衛星ブロードバンドネットワークとして今後も一層の利用拡大が期待されている。

今回の改正は、このような背景を踏まえ、Ku 帯 VSAT システムの高速化、大容量化等を図るため、周波数有効利用を図りつつ高速伝送の可能とする高度な変調方式の導入、電波の重畳的利用方式の導入を行うとともに、VSAT 地球局の収容可能局数を増大させるため、受信周波数帯域を拡張するものであり、改正の必要性は認められる。また、本件改正案等の内容については以下のとおり適当と認められる。

- 1 無線局運用規則の改正案では、拡張する 12.2GHz-12.44GHz の周波数帯を使用する VSAT 地球局の制御を行う地球局は、固定業務の局からの混信を回避するため、受信周波数を適切に選択しなければならない旨の規定を設けており、改正内容は適当と認められる。
- 2 無線設備規則の改正案では、既存の変調方式に加え、スペクトラム拡散方式、直交周波数分割多重方式等の高度なデジタル変調方式を追加し、電波の重畳的利用の軸外輻射電力の合計値の規定、受信周波数帯の拡張に伴う VSAT 地球局の受信周波数変更制御機能を追加する規定を設けているが、これらは情報通信審議会の答申に基づくもの

であり、改正内容は適当と認められる。

- 3 周波数割当計画の変更案では、VSAT 地球局の受信周波数帯域を、現行の「12.44GHz 超 12.75GHz 以下」から「12.2GHz 超 12.75GHz 以下」に変更（現行から 240MHz 拡張）し、併せて拡張する 12.2GHz-12.44GHz の周波数帯を使用する VSAT 地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局との共用を図るため、固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない旨の脚注を付するものであり、変更内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。